

産業技術連携推進会議 製造プロセス部会運営要領

平成19年5月30日
平成27年2月6日一部改正
平成28年2月5日一部改正
平成29年2月15日一部改正
平成30年2月14日一部改正
令和2年1月30日一部改正

(名称)

第1条 本部会は、産業技術連携推進会議製造プロセス部会と称する。

(目的)

第2条 本部会は、公設試験研究機関（以下、「公設試」という。）相互及び公設試と国立研究開発法人産業技術総合研究所（以下、「産総研」という。）との協力体制を強化し、これらの機関の製造プロセス技術の総合能力を最高度に発揮させ、機関相互の試験研究を効果的に推進し、情報収集・発信・共有化、人材の育成等を図るとともに、広範かつより高度な充実をめざして製造プロセス技術を整備し、もって、工業技術の向上を図ることにより、中小企業支援及び我が国の産業の発展に貢献することを目的とする。

(活動)

第3条 本部会においては、次の事項について審議、討論又は発表する。

- 一 製造プロセス分野の企画調整及び相互協力並びに技術指導の強化に関する事項
- 二 製造プロセス技術分野の研究開発戦略に関する事項
- 三 製造プロセス技術分野の共同研究課題に関する事項
- 四 製造プロセス分野に共通の技術的課題に関する事項
- 五 本部会下部組織から提案された事項
- 六 本部会の運営に関する重要事項
- 七 特に重要な研究開発成果等
- 八 その他、製造プロセス技術分野の向上に関する事項

(構成)

第4条 本部会には、総会、幹事会、IoTものづくり分科会、精密微細加工分科会、表面技術分科会、塗装工学分科会を置く。また、分科会の下部組織として研究会を置くことができる。

2. 本部会の会員は、産業技術連携推進会議の議員の属する機関のうち、会員登録を希望する機関とする。
3. 分科会及び研究会を構成する者を構成員と称する。構成員は、議員及び会員のうち、分科会又は研究会の構成員登録を希望する者とする。それぞれの決議をもって外部関係者を構成員又はオブザーバーとして参加させることができるものとする。

(登録・解除)

第5条 本部会への会員登録は、部会長に登録希望書を提出することによって行う。会員登録の解除を希望する機関は、部会長に会員登録解除希望書を提出することによって行う。

2. 分科会及び研究会への構成員登録は、当該下部機関の会長に構成員登録希望書を提出することによって行う。構成員登録の解除を希望する者は、当該下部機関の会長に構成員登録解除希望書を提出することによって行う。

(部会長、副部会長)

第6条 部会長は、部会会員の互選によって選出され、部会を主宰する。

2. 部会長は、部会長の指名によって副部会長を置くことができる。副部会長は、部会長を補佐するとともに、部会長不在の場合は部会長の職務を代行する。
3. 部会長及び副部会長の任期は原則1年とする。

(総会)

第7条 総会は、年1回開催することを原則とし、部会長が招集する。但し、必要があれば部会長は、随時招集することができる。なお、総会は、必要に応じ書面による開催とすることができる。

2. 総会は、部会から提案された活動内容について、審議、討論する。
3. 議事は、出席した会員の過半数をもって決し、可否同数の時は、部会長の決するところとする。

(幹事会)

第8条 幹事会は、本部会の運営に関する基本的事項の検討を行うとともに、本部会の活動内容を企画・立案する。

2. 幹事は、部会長、副部会長、分科会長とする。また、必要に応じて部会長が指名する分科会・研究会の構成員を加えることができる。
3. 幹事の任期は、原則として1年とする。
4. 幹事会は部会長の必要に応じて招集し、主宰する。

(事務局)

第9条 本部会の事務局は、原則として部会長の所属する機関に置く。

(その他)

第10条 この運営要領の改訂は、総会で決定する。

2. この運営要領は、令和2年4月1日より実施する。